

中小企業PL保険制度

生産物賠償責任保険(中小企業製造物責任制度対策協議会用)

①PL 保険制度(生産物賠償責任保険)

★95年7月の制度発足以来、約11,000件の支払実績!!

(補償内容)

貴社が製造・販売した製品や、行った仕事の結果が原因で、日本国内において他人の生命や身体を害するような人身事故や、物損事故が発生し、加入期間中に貴社に対して損害賠償請求が提起されたことによって、法律上の損害賠償金や訴訟費用などの損害を被った場合に、保険金をお支払いいたします。

特長

★中小企業のための専用商品設計による割安な保険料!!

★全国で6万件を超える引受実績!!

★製造業だけではなく、販売業、飲食業、工事業など幅広い業種が対象

(過去のお支払い事例)

<製造業>

被保険者が製造したオーブントースターが発火し、家屋を全焼させた。

損害額: 約6,700万円



<飲食業>

被保険者の飲食店が提供した食事で約200名が食中毒症状を訴えた。調査の結果、卵に付着したサルモネラ菌が原因と判明した。

損害額: 約1,400万円



②リコール費用担保特約(任意加入)

★制度発足後2年間で約7,000件の加入実績!!

(補償内容)

貴社が製造・販売した製品の欠陥が原因で、下記(a)~(d)の事故が発生した場合に、貴社が被害拡大の防止を目的として当該製品のリコールを実施することによって支出する費用損害に対して、保険金をお支払いします。

(a) 死亡・後遺障害 (b) 治療に要する期間が30日以上となる傷害・疾病 (c) 一酸化炭素中毒
(d) 火災による財物の焼損

特長

★重大事故が発生した場合の「リコール」を割安な保険料で補償

★改正消費生活用製品安全法(07年5月)に対応

★部品製造事業者も対象(最終製品製造・販売業者からの求償にも対応)

★販売事業者のリスクも担保

《加入が多い業種》

①食料品、飲料品製造・販売

②皮革製品、衣類製造・販売

③家電、家具製造・販売

(リコールが発生し、社告を行った事例) ※全国紙1社に社告を掲載すると、数百万円程度かかるといわれています。

<ガス機器>

ガス暖房機の構造の欠陥が原因で、一酸化炭素中毒による死亡者がでた。完成品メーカーがリコールを実施し、原因となった部分の製造メーカーに対して損害を一部求償した。



<食品>

魚介の缶詰に細菌が混入しており、食べた消費者が後遺障害を負った。製造メーカーがリコールを実施した。



1. 募集期間・加入期間

【新規・更改加入】

募集期間：2009年4月1日（水）～2009年5月29日（金）

加入期間：2009年7月1日（水）午後4時～2010年7月1日（木）午後4時

【中途加入】

加入期間：振込月の翌々月1日午前0時～2010年7月1日午後4時

※保険料振込締切は毎月末日（土日祝の場合前日）です

2. ご加入タイプ

① P L 保険制度

加入タイプ	S型	A型	B型	C型
てん補限度額 (保険期間中、対人対物共通)	5,000万円	1億円	2億円	3億円
自己負担額（1請求あたり）：3万円				

② リコール費用担保特約

保険期間中の支払限度額：3,000万円（縮小てん補割合 90%） 自己負担額：なし

3. 保険料

貴社の「業種」、「前年度売上高または領収金」、お選びいただいた「加入タイプ」により保険料が算出されます。前述の3点を募集代理店又は引受保険会社にお伝えいただければ貴社の保険料を算出できます。

※下記を記入の上、FAXにて送付してください。後日、募集代理店よりお見積もり等のご案内を致します。

那覇商工会議所 行

(TEL:098-868-3758) (FAX:098-866-9834)

貴社名:

ご住所:

ご連絡先(電話番号、ご担当者名):

ご要望(いずれかにし点をつけてご回答ください):

加入したい 詳しい説明が聞きたい 見積もりが欲しい

その他ご意見・ご要望:

※本制度は、中小企業製造物責任制度対策協議会を構成する3団体(日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会)の傘下団体の会員で、中小企業基本法に定められている中小企業者を加入対象としております。

※このチラシは「生産物賠償責任保険(中小企業製造物責任制度対策協議会用)」の概要についてご紹介したものです。保険の内容はパンフレットをご覧ください。詳細は契約者である上記各団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店または保険会社におたずねください。

本制度の引受保険会社は以下の通りです(50音順)

あいおい損害保険※
朝日火災海上保険※
エース損害保険
共栄火災海上保険※

現代海上火災保険※
スミセイ損害保険
セコム損害保険※
損害保険ジャパン※

大同火災海上保険
東京海上日動火災保険※
日新火災海上保険※
ニッセイ同和損害保険※

ニューインディア保険※
日本興亜損害保険※
富士火災海上保険※
三井住友海上火災保険※

【本制度のお問合せ先】

※の保険会社は「リコール費用特約」を扱っております

那覇商工会議所 担当:新田 るり子
TEL 098-868-3758 FAX 098-866-9834